

平成20年度

## 診療報酬改正要望纏まる &lt;概要&gt;

次期「診療報酬改正」に向けた要望書がまとまり、厚生労働省へ提出した。前回の改正で、その加算要件が「検体検査管理加算（Ⅰ）に関する施設基準－(1) 検体検査管理加算（Ⅱ）の施設基準のうち(2)から(5)までの全てを満たしていること。(2) 院内検査に用いる検査機器及び試薬の<すべて>が受託業者から提供されていないこと。」と改正された。これは、当会の要望を取り入れたものとなっているが、“臨床検査を担う業種としての国民への責任”を果たすべく、“秩序ある加算申請”を望んだ結果である。今回も加算要件に<塗抹鏡検検査>を盛り込んでいる。以下の今回要望した項目とその要約を示す。

## I. 医療技術評価： 検体検査管理加算（Ⅰ）及び（Ⅱ）の見直し及び改正

※「改正の必要性と根拠」による、そのポイントは「1. 管理加算の適正化をはかる一算定に必要とする施設要件の見直しと改正により、医療費への影響の適正化を図る。届出用紙の説明の表現を明確にし、算定申請を容易にする。2. 認定臨床検査専門医及び臨床検査技師の診療報酬へ反映させる－国民への良質な医療の提供を主眼とした検体検査における医療安全、検体検査の適正な管理を診療報酬へ反映させる。」

## &lt;改正(案)&gt;

## 1. D026（検体検査判断料について）(6) は現行とおりとし、算定点数の改正。

イ 検体検査管理加算（Ⅰ） 100点ロ 検体検査管理加算（Ⅱ） 200点

## 2. 特掲診療料の施設基準等に関する告示・通知（最終改正；平成 16 年 3 月 19 日厚生労働省告示第 116 号） 第五一三 検体検査管理加算の施設基準(1)－イ、(2)－イ、(2)－ロの改正。

## (1) 検体検査管理加算（Ⅰ）の施設基準

イ 院内検査を行っている病院又は診療所であること。なお、院内検査を行っているとは、ランチ契約を行っていない病院又は診療所をいい、ランチ契約の場合はこれに該当しない。院内検査を行っている病院又は診療所と同系列の検診（健診）センターは病院に含まれる。

## (2) 検体検査管理加算（Ⅱ）の施設基準

イ 院内検査を行っている病院又は診療所であること。なお、院内検査を行っているとは、ランチ契約を行っていない病院又は診療所をいい、ランチ契約の場合はこれに該当しない。

ロ 臨床検査を専門に担当する常勤の検査室勤務医師が配置されていること。

## 3. 特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて（最終改正：平成 16 年 3 月 30 日保医発 0330006）の第 19 及び第 20 の改正。

## 第 19 検体検査管理加算（Ⅰ）（老人精神病棟等検体検査判断料に係るものを含む。）

## 1 検体検査管理加算（Ⅰ）に関する施設基準

(1) 検体検査管理加算（Ⅱ）の施設基準のうち(2)から(6)までの全てを満たしていること。

(2) 院内検査に用いる検査機器及び試薬のすべてが受託業者から提供されていないこと。なお、院内検査に用いる検査機器及び試薬には緊急検査に用いる検査機器及び試薬を含み、受託業者とは、ランチ契約を結ぶ登録民間検査所等をいい、その場合はこれに該当しない。

## 2 届出に関する事項

(1) 検体検査管理加算（Ⅰ）の施設基準に係る届出は、別添 2 の様式 19 を用いること。（1 臨床検査を専門に担当する常勤の検査室勤務医師の氏名）を除く。

(2) 「2 検体検査を常時実施できる検査に係る器具・装置等の名称・台数等」については、受託業者から提供されているものを除く。

## 第 20 検体検査管理加算（Ⅱ）（老人精神病棟等検体検査判断料に係るものを含む。）

## 1 検体検査管理加算（Ⅱ）に関する施設基準

(1) 臨床検査を専門に担当する常勤の検査室勤務医師が 1 名以上いること。なお、臨床検査を専門に担当する常勤の検査室勤務医師とは、日本臨床検査医学会が認定する認定臨床検査専門医等の、検体検査の判断の補助を行うとともに検体検査全般の管理・運営を専門に携わる者をいい、検査室に常勤する者で他の診療等を兼任する場合はこれに該当しない。

(2) 検体検査の精度管理及びデータ管理について相当の経験を有する臨床検査技師が 1 名以上いること。なお、相当の経験を有する臨床検査技師とは日本医師会や日本臨床衛生検査技師会の精度管理調査において一定以上の評価を得た施設の臨床検査技師をいい、当該医療機関に常勤する者以外はこれに該当しない。

(3) 次に掲げる緊急検査が当該保険医療機関内で 24 時間常時実施できる体制にあること。

※ ア～ウ は現行とおりとし、<エ>を追加する。

## エ グラム染色

(4) 定期的に (3) ア～エに係る臨床検査の精度管理を行っていること。

(5) (3) ア～ウに係る外部の精度管理事業に参加していること。

(6) 臨床検査の適正化に関する委員会が設置され、適正な運用がなされていること。

※ 尚、2 届出に関する事項の改正。及び〔記載上の注意〕は略す。

…次ページへ続く